

LPガス販売事業者用保安教育指針 KHKS1701(2018) 差し替え及び正誤表

177頁～184頁の「事故概要」、「行政指導等 再発防止策」に誤りがありましたので、以下に差し替えのうえ、ご使用ください。

(問い合わせ先) 本差し替え及び正誤表に関するお問い合わせは右記にお願いいたします。 高圧ガス保安協会 液化石油ガス部 03-3436-6108

(177頁～186頁)

6. 業務用厨房に係る事故の概要

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
神奈川県 川崎市 24. 6. 3	一酸化炭素 中毒 軽症2名	飲食店	11:30	一般消費者 等	飲食店において、従業員3名が開店前準備でレンジ、めんゆで器、オープン、薪釜を使用していたところ具合が悪くなり、病院で一酸化炭素中毒と診断され、2名が入院した。 原因は、事故当日に換気扇が作動していたかどうか定かではなく、めんゆで器の排気から7,095ppmの一酸化炭素が検出されたことから、以下の2点が推定される。 ①換気扇を作動していなかったため、めんゆで器の排気ガスが室内に滞留した ②給気が不足した室内で換気扇を作動させたため、室内が負圧となり、薪釜から排気が逆流し、めんゆで器の排気とともに滞留した なお、換気設備の調査では、フィルターの目詰まりや閉塞は見られなかった。	換気扇の不使用方法による排気の滞留、または、室内が負圧になった事による排気の逆流	・マイコンSBあり ・ヒューズガス栓なし	・販売事業者は、業務用換気警報器を設置した。 ・めんゆで器のメーカーは、めんゆで器を交換した。
静岡県 浜松市 24. 10. 10	一酸化炭素 中毒 軽症5名	学校 鉄筋造1階建	13:45	一般消費者 等	学校の給食室において、食器洗浄作業中に従業員5名が体調不良を訴え、搬送先の病院で一酸化炭素中毒と診断された。 原因は、食器洗浄機のメンテナンスがほとんど行われておらず、埃の堆積による給気ファンの風量低下や錆などによって、不完全燃焼を起こす状態になっていたもので、事故当日に換気扇を作動させていたか定か定かなく、一酸化炭素を含む排気が室内に滞留したものと推定される。 なお、事故発生後に機器メーカーが排気内の一酸化炭素濃度を計測したところ、計測器の検出限界(1250ppm)を超えた値だった。	燃焼器具の不完全燃焼	・マイコンSBあり ・ヒューズガス栓なし	・県は、学校の管理者に対し、機器の維持管理の徹底を依頼するとともに、業務用換気警報器の導入を検討するよう依頼した。 ・浜松市教育委員会は、食器洗浄機の修理に合わせ、排気筒を排気ダクトまで延長し、換気扇と食器洗浄機のスイッチに連動装置を導入し、業務用換気警報器を設置した。
栃木県 那珂川町 24. 11. 15	漏えい爆発・火災 軽傷2名	飲食店 木造1階建	11:35	一般消費者 等 販売事業者	飲食店において、消費者より厨房機器の火の着きが悪いとの連絡を受け、保安機関が出勤し、業務用めんゆで器に点火しようとした際、爆発が発生し、作業者と消費者が軽傷を負った。 原因は、末端ガス栓とめんゆで器の間の被覆鋼管が腐食していたが、気付かずにガス栓を開けたためガスが漏えいし、めんゆで器の点火作業を行ったときのライターの火が引火したものの。	金属管の腐食	・ガス警報器あり ・マイコンSBあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器あり	・県は、販売事業者に対し、再発防止のため、配管の位置の変更と腐食しにくい配管への交換と、頻繁に消費設備調査を実施するよう提案した。 ・販売事業者は、当該飲食店の従業員に対し、腐食防止のため配管に水をかけないよう周知するとともに、めんゆで器の金属管は3年前に交換したにもかかわらず腐食したことを考慮し、消費設備調査を2年に1回実施することとした。
栃木県 高根沢町 24. 11. 30	漏えい爆発 重傷1名	その他店舗 (弁当店) プレハブ1階建	5:30	一般消費者 等	弁当店において、従業員が湯沸器に点火しようとしたところ爆発が発生し、重傷を負った。 原因は、何らかの要因により業務用フライヤーの種火バーナーの器具栓が開いていたため、厨房内にガスが漏えいし、滞留したガスに湯沸器の点火操作時の火花が引火して爆発したものと推定される。	消費者の器具の取扱いミス	・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり	
愛媛県 松山市 24. 12. 15	一酸化炭素 中毒 軽症3名	飲食店 木造2階建	9:00	一般消費者 等 保安機関	飲食店において、ガスオープンを使用していたところ、従業員3名が体調不良を訴え、搬送先の病院で一酸化炭素中毒と診断された。 原因は、従業員が換気口の外側に虫除け用の金属製の網を設置していたが、清掃をしていなかったことで内側に埃が堆積して目詰まりし、換気不良となったため不完全燃焼が起こり、一酸化炭素を含む排気が室内に滞留したものの。	換気口の閉塞	・ガス警報器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし	・県は、協会に対し、文書にて会員への周知、指導を要請した。

福島県 郡山市 25. 4. 16	漏えい爆発 重傷1名	その他店舗 (製パン店) 木造1階建	9:00	一般消費者 等	製パン店において、店主がパン焼き用の石窯に点火しようとしたところ、爆発が発生し、重傷を負った。 原因は、数時間前から石窯の予熱をしていたが、何らかの要因によってガスバーナーの火が消えたため石窯内にガスが漏えいし、滞留した未燃ガスに再点火時の火が引火したものの。 なお、販売事業者は、当該消費先に対し、50kg容器での質量販売を行っていた。 (質量販売 50kg×4本)	消費者の器具の点火ミス <法令違反> 液石法施行規則第16条第13号(質量による販売を行うことができる場合)	・ガス警報器あり(鳴動なし) ・マイコンメーターなし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし	・県は、販売事業者に対し、消費者への注意喚起を行うよう口頭で指導するとともに、消費者に対してLPガス消費上の注意点を周知した。
香川県 丸亀市 25. 5. 13	一酸化炭素 中毒 軽症2名	その他店舗 (製パン店) 鉄骨造2階建	7:15	一般消費者 等	製パン店において、従業員が業務用オープンを使用中に気分が悪くなって倒れ、搬送先の病院で2名が一酸化炭素中毒と診断された。 原因は、窓を閉め切った状態で換気扇を作動させずにオープンを使用したため、一酸化炭素を含む排気が厨房内に滞留したものの。	換気扇の不使用による排気の滞留	・ガス警報器あり(鳴動なし) ・マイコンSBあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし	・県は、販売事業者に対し、CO警報器の設置を指導した。 ・販売事業者は、消費者に対し、CO警報器の設置及び換気に関する周知を行った。
香川県 綾川町 25. 7. 18	一酸化炭素 中毒 重症1名	病院 鉄筋コンク リート造5階建	8:15	一般消費者 等	病院の食器洗浄室において、業務用食器洗浄機を使用していた従業員1名が倒れているのを別の従業員が発見し、同病院にて一酸化炭素中毒による意識不明の状態入院していたが、その後死亡した。 原因は、食器洗浄機の使用時に、部屋の給排気のスイッチを入れ忘れていたため換気不良となり、一酸化炭素を含む排気が室内に滞留したものと推定される。 なお、給排気のスイッチは隣の部屋にあり、稼働させることを忘れやすい設置位置であったと推定される。	換気扇の不使用による排気の滞留	・ガス警報器なし ・マイコンSBあり ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし	・県は、販売事業者に対し、CO警報器の設置を指導した。
千葉県 柏市 25. 7. 28	漏えい爆発 軽傷2名	飲食店 鉄骨造2階建	22:30	一般消費者 等	飲食店において、従業員が業務用めんゆで器の点火操作を行ったところ、爆発が発生し、2名が軽傷を負った。 原因は、めんゆで器の下に敷設されていた配管の継手部が腐食してガスが漏えいし、めんゆで器を点火した際の火が引火したものの。 なお、販売事業者は、約1ヶ月前に集中監視システムを通じてマイコンメーターの微少漏えい警告を確認しており、検査期日を調整中であった。また、ガス警報器は設置されていたが、消費者によって取り外されていた。	配管継手部の腐食劣化	・ガス警報器なし ・マイコンSBあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり	・県は、飲食店に対し、ガス警報器を取り外さないように口頭で指導した。 ・販売事業者は、ガス警報器を再度設置した。
富山県 富山市 25. 10. 2	漏えい爆発 軽傷2名	その他(老人 保健施設)	10:00	一般消費者 等	老人保健施設において、従業員が業務用オープンレンジのオープン部に点火しようとしたところ、爆発が発生し、2名が軽傷を負った。 原因は、従業員がオープン下部のバーナーにライターで点火しようとしたが点火せず、器具栓を開けたままオープン扉を閉めたことによりオープン庫内にガスが滞留し、再度扉を開けて点火しようとしたため、滞留した未燃ガスにライターの火が引火したものの。	消費者の器具の点火ミス	・ガス警報器あり ・マイコンSBあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし	・県は、販売事業者に対し、事故届の提出及びガス警報器を適切な位置に設置するよう指導するとともに、消費者に対し、原因が明らかになるまで当該機器の使用の停止及び再発防止策を作成するよう指導した。また、県協会に対し、同種の事故防止のため会員への注意喚起を要請した。 ・販売事業者は、ガス警報器を適切な位置に設置し、事故届を提出した。 ・消費者は、厨房の調理員等に対し、再発防止策としてガス器具の取扱いに関する保安教育を実施するとともに、ガス器具の取扱い手順書を見やすい場所に掲示した。
広島県 広島市 25. 10. 23	漏えい爆発 軽傷2名	飲食店 木造2階建	19:50	販売事業者	飲食店において、従業員が鍋物こんろの燃焼状態を確認するため、販売事業者の立ち会いの下、点火操作を行ったところ、小爆発が発生し、販売事業者と従業員の2名が軽傷を負った。 原因は、前日に販売事業者が2つあった鍋物こんろの片方が不調のため取り外していたが、撤去した側のガス栓及び点火棒用に接続されていたピグテールを撤去せず放置したため未使用ガス栓にプラグ止めを施しておらず、従業員が点火操作を行った際、こんろを取り外した側にあったピグテールのガス栓を誤って開放したためガスが漏えいし、点火操作時の火が引火したものの。	販売事業者の工事ミス <法令違反> 液石法施行規則第44条第1号ラ(燃焼器と接続されていない末端ガス栓の措置)	・ガス警報器あり(鳴動なし) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・業務用換気警報器あり	・販売事業者は、ガス栓にプラグ止めを実施するとともに、同様の事故が発生しないように社内での情報共有を行った。



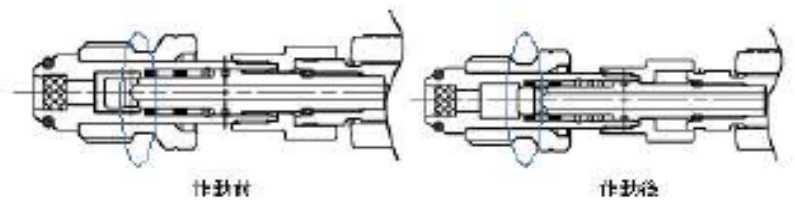


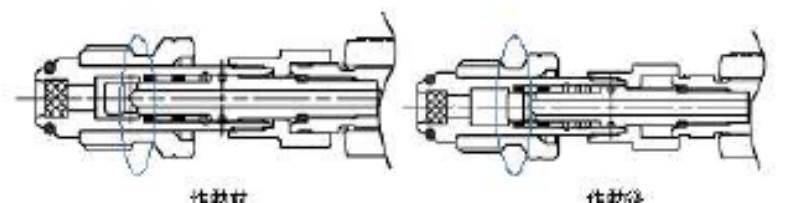
岩手県 釜石市 25.11.30	漏えい爆発 重傷1名、 軽傷3名	旅館 鉄筋コンク リート造7階建	10:40	設備工事業 者	旅館において、設備工事業者が床下ピット内の配管の交換工 事を行っていたところ、爆発が発生し、1名が重傷を、3名が軽 傷を負った。 原因は、厨房室内の床下ピット内に敷設されていた配管の継 手部からガスの漏えいが確認されたため、供給設備の元バル ブを閉めて配管の交換工事を行うこととなったが、設備工事業 者が配管内にLPガスが残留していることの確認をせずにトー チパーナーを使用したことで、残留したガスに引火したもの。 なお、販売事業者は、設備工事業者との工事の事前打ち合わ せて、電動工具の使用禁止を指示していた。 (バルク貯槽 980kg×1基)	施工作業ミス	・ガス警報器なし ・マイコンメーターあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし	・県は、設備工事業者に対し、作業の安全確認を徹底するよう口頭 指導した。
千葉県 千葉市 26.1.14	漏えい火災 軽傷3名	学校 鉄筋コンク リート造5階建	10:48	一般消費者 等	学校において、生徒がガスストーブを使用していたところガス臭 を感じ、その後、壁コンセントガス栓からガスコードが外れて火 災となり、生徒3名が軽傷を負った。 原因は、当該壁コンセントガス栓とガスコードの迅速継手部が 何らかの要因で接続不良となっており、その後、ガスコードが 外れたためガスが漏えいし、使用中のガスストーブの火が引火 したものと推定される。 なお、当該壁コンセントガス栓は、迅速継手が正常に接続され なければガス栓を開けることができない構造であり、ガスコード が正常に接続された状態ではガス漏れがないことが確認され た。壁コンセントガス栓は40年間使用されており、ガスストーブ 使用期間は毎日ガスコードの着脱を繰り返してきたため、接続 部及びつまみに何らかの機能低下が発生したものと推定され る。また、壁コンセントガス栓にはヒューズ機能はなく、ガス漏 れ警報器は有効期限切れであった。	ガスコードの接続不良	・ガス警報器あり（鳴動 なし） ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、ガスコードの調査をメーカーに依頼する よう指示するとともに、学校に対し、ガスストーブの使用について注 意喚起した。 ・販売事業者は、学校に対し、ガスストーブの使用法、注意事項に ついて周知し、設置されていたガス漏れ警報器、ヒューズガス栓、経 年劣化した接続具の取替の提案を行うとともに、調査結果に基づ き、消費者への了解を得ながら消費設備の維持保全を行うこととし た。
福岡県 行橋市 26.2.28	漏えい火災 軽傷5名	飲食店 木造1階建	20:00	一般消費者 等	飲食店において、従業員が業務用3口コンロを使用して調理を 行った後、コンロの火が消えている状態で火災が発生し、来店 者5名が軽傷を負った。 原因は、販売事業者が実施した配管及び燃焼器具の漏えい試 験では異常が認められなかったことから、何らかの要因で3口 コンロからガスが漏えいし、周囲の火が引火したものと推定さ れる。 なお、当該コンロには立ち消え安全装置が設置されていなかった。	消費者の器具の取扱いミス	・ガス警報器あり（鳴動 なし） ・マイコンEYあり ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器あり ・集中監視システムあり	・県は、消費者に対し、周知の徹底を指示した。
神奈川県 箱根町 26.4.13	漏えい爆発 軽傷2名	旅館 木造2階建	5:50	一般消費者 等	旅館において、従業員がガスオーブンを点火しようとしたところ 爆発が発生し、従業員2名が火傷を負った。 原因は、器具本体に不具合はなく、作業に不慣れな従業員が ガスオーブンの器具栓を開放した後、オープン扉を半開した 状態で2～3分間放置したためガスオープン内にガスが充満 し、滞留していたガスに点火操作時の火が引火したものの。	消費者の器具の点火ミス	・ガス警報器あり（鳴動 なし） ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、消費者に対して、適切な新人教育を実施するよう指導した。 また、販売事業者に対して、業務用顧客への業務用燃焼器の点火 作業手順及び引火負傷事故事例を説明する等の必要な周知を年1 回以上行うよう指導した。
富山県 富山市 26.7.16	漏えい爆発 重傷1名	飲食店 鉄骨造3階建	17:00	一般消費者 等	飲食店において、開店準備中に従業員が中華用プロイラーを 点火した後、店長が点火状況を確認すると火が消えていたた め、中華用プロイラーの器具栓を一度閉止し数分放置した後、 点火用ライターで再点火しようとしたところ爆発し、店長1名が 重傷を負った。 原因は、従業員が中華用プロイラー点火操作を行ったが、火が 着かなかったため機器内部にガスが漏えいし、滞留したガスを 排除しないまま再度点火したことで、点火用ライターの火が引 火爆発したものと推定される。 (バルク貯槽 298kg×1基)	消費者の器具の点火ミス	・ガス警報器なし ・マイコンSBあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・業務用換気警報器あり ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、燃焼器メーカーを特定すること及び被害 者に事故当時の操作状況等を確認し事故届を提出するよう指示す るとともに、消費者に対し、原因が明らかになるまで当該機器を使用 しないよう指導した。また、県協会に対し、同種事故を防止するた め会員への注意喚起を依頼した。 ・販売事業者は、燃焼器メーカーを特定するとともに被害者に事故 当時の操作状況を確認し県に事故届を提出した。また、当該機器を 配管から切り離し、使用できないようにするとともに、消費者に対し、 ガス器具の使用法及びガス漏れ時の対処方法並びに再点火時の 注意事項を説明した。

愛知県 名古屋市 27.9.7	漏えい爆発 軽傷2名	その他（給食 センター） 鉄骨造2階建	10:30	一般消費者 等	給食センターの厨房内において、従業員がスチームコン ベクションオープンを使用の際、バーナーに点火したと ころ爆発し、当該オープン及び電線を焼損、当該従業員 及び別の従業員、計2名が火傷を負った。 原因は、当該オープンのアルミ製ガスケット（アルミ電 磁弁とフレキ管の接続部）に、経年劣化によるヒビ割れ があったことから、損傷部より漏えいしたがガスが厨房 内に滞留し、オープン点火時の火が引火したものと推定 される。 なお、事故直前に、別の従業員が、厨房内に漏えいして いたガス臭に気づきガス栓を閉めていたが、当該従業員 は、オープン使用のためガス栓を開き点火に至った。 また、当該センターの従業員の誰かが、床面の清掃時に 支障となるため、適正位置に設置されたガス警報器を10 ～20cm程度引き上げていたため、厨房内に滞留していた ガスを探知出来ず、ガス警報器は鳴動しなかった。 (バルク貯槽 495kg×1基)	経年による業務用オープン電磁弁 とフレキ管接続部分の劣化	・ガス警報器あり（鳴動 なし） ・マイコンSBあり ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり	・販売事業者は、ガス警報器に防水カバーを取り付け、作動確 認後、適正位置に設置し直すとともに、当該企業の工場長及 び従業員に対し、機器の取り扱いや安全対策等についても改 めて周知を実施した。
東京都 大田区 28.6.4	漏えい爆 発・火災 軽傷2名	飲食店 その他（露店）	14:42	一般消費者等	露店のお好み焼き店において、女性が燃焼器具で調理し ていたところ、当該器具からホースが外れガスが漏えい し、当該器具の火気が引火した。その際、周辺のダン ボールや当該女性の衣服に引火し火傷を負った。また、 当該店舗に居た男性も手に軽度の火傷を負った。 原因は、当該器具と当該ホースが接続不良であったもの と推定されるが、当該女性及び男性の行方が分からない ため詳細は不明。 なお、当該女性が調理している際、当該男性が、当該 ホースに足を引っ掛け接続が外れたとの情報もある。 また、消防の調査以前に、販売事業者が、当該器具を引 き取りに来た者に渡したため、販売事業者も不明。	消費者による器具の取扱いミス	・ガス放出防止器設置不 明 ・マイコンなし ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムなし	・警察署において調査を行ったが、所管消防署が容器を引き 取りに来た男性に引き渡してしまったこと及び当事者の所在 が確認できないことから、販売事業者を確認できなかった。 そのため県は、所轄警察署、消防署に対し、同様のケースに おいて容器引き渡し前に都に通報するよう依頼した。
香川県 高松市 28.9.20	一酸化炭素 中毒 (軽症4 名)	飲食店 木造1階建	11:45	一般消費者 等	飲食店において、従業員が業務用めんゆで器を使用中、 周辺の食器洗いシンク前で急に座り込み、救急車で搬送 され、さらに、その後、他の従業員3名も気分が悪くなっ たため病院へ搬送され、合計4名が軽度の一酸化炭素中毒 と診断された。 原因は、当該ゆでめん器及びフライヤーの排気ダクト出 口に、台風16号に伴う風雨が、吹き込んだため、排気パ ランスが崩れたことに加えて、通常は開放している店舗 裏口の扉を閉じていたこと及び店舗への人の出入りが少 なかったため、給排気不良となり、店舗内に一酸化炭素 を含む排気ガスが滞留し、一酸化中毒に至ったものと推 定される。	燃焼器使用中の換気不足	・ガス放出防止器なし ・マイコンメーターSBあ り（作動なし） ・自動ガス遮断装置あり (ガス漏れ警報器連動) ・ヒューズガス栓あり（作 動なし） ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムあり (双方向)	・県は、販売事業者と共に現場確認を行い、当該従業員から 事故状況を聴取し、CO警報器の設置を指導した。 ・販売事業者は、現場確認を実施すると共に、当該店舗内の 一酸化炭素濃度の測定で異常が検出されなかったこと及び当 該燃焼器が、正常に燃焼していることを確認した。 また、今後の対策として、CO警報器を当該燃焼器付近の壁に 設置すると共に、以下の対策案を消費者に提案した。 業務用ゆでめん器及びフライヤーの間の床面近くに100φの穴 を数ヶ所開けること、窓サッシを換気機能付きに替えるこ と、裏口アルミドアを換気付きに替えること、窓サッシが全 開にならないようストッパーを取り付けることを提案し、参 考としてアルミサッシのカタログを提示した。 なお、当該消費者は、排気ダクト出口を下向きに変更した。

【正誤表】

次のように誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

別添2 販売事業者が行う安全確保作業マニュアル（容器交換作業・設備の修理と機器の交換）		
頁	正	誤
346	<p>1-2 運航開始前の点検</p> <p>●携帯品の点検</p> <p>容器交換と保安業務用機器等 スパナ・漏えい検知液等 名札・身分証明書 名札及び身分証明書等 自動車運転免許証 高圧ガス移動注意書 イエローカード（P348 参照）携帯の確認</p> <p>〔※容器の内容積 25L 以下のみで、合計 50L 以下の積載の場合 ：全ての容器へ移動時の注意書を示したラベル(P348 参照)の貼付でもよい。〕</p>	<p>1-2 運航開始前の点検</p> <p>●携帯品の点検</p> <p>容器交換と保安業務用機器等 スパナ・漏えい検知液等 名札・身分証明書 名札及び身分証明書等 自動車運転免許証 高圧ガス移動注意書 イエローカード（P348 参照）携帯の確認</p> <p>〔※容器の内容積 20L 以下のみで、合計 45L 以下の積載の場合 ：全ての容器へ移動時の注意書を示したラベル(P348 参照)の貼付でもよい。〕</p>
347 図中 「消火設備」 枠内	<p>※容器の内容積が 25L 以下のみで合計 50L 以下の積載の場合は法的に不要であるが、自主保安として持つことが望ましい。</p>	<p>※容器の内容積が 20L 以下のみで合計 40L 以下の積載の場合は法的に不要であるが、自主保安として持つことが望ましい。</p>
347 図中 「防災資機材等」 枠内	<ul style="list-style-type: none"> ・赤旗 ・赤色合図灯又は懐中電灯 ・メガホン ・ロープ（長さ 15m 以上のもの 2 本以上） ・漏えい検知液 ・車輪止め（2 個以上） ・容器バルブ開閉用ハンドル（開閉用ハンドルが装着されている容器のみを運搬する場合は不要） ・容器バルブグランドスパナ又はモンキースパナ ・革手袋 <p>※容器の内容積が 25L 以下のみで合計 50L 以下の積載の場合は法的に不要であるが、自主保安として持つことが望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・赤旗 ・赤色合図灯又は懐中電灯 ・メガホン ・ロープ（長さ 15m 以上のもの 2 本以上） ・漏えい検知液 ・車輪止め（2 個以上） ・容器バルブ開閉用ハンドル（開閉用ハンドルが装着されている容器のみを運搬する場合は不要） ・容器バルブグランドスパナ又はモンキースパナ ・革手袋 <p>※容器の内容積が 20L 以下のみで合計 40L 以下の積載の場合は法的に不要であるが、自主保安として持つことが望ましい。</p>

頁	正	誤
<p>404</p>	<p>2. 保安確保機器の交換期限の見方等について ②高・低圧ホースの交換期限について</p> <p>(中略)</p> <p>●ガス放出防止型高圧ホース</p> <p>●クサリタイプ作動状況</p>  <p>●ガス放出防止器</p>  <p>(張力式) (過流式)</p> <p>●ガス放出防止型単段調整器</p>  <p>調整器に一定の圧力がかかると機構が作動してガス通路（栓付内）を閉じる。</p>	<p>2. 保安確保機器の交換期限の見方等について ②高・低圧ホースの交換期限について</p> <p>(中略)</p> <p>●クサリタイプ作動状況</p>  <p>●ガ:</p>  <p>(張力式) (過流式)</p> <p>●ガス放出防止型単段調整器</p>  <p>調整器に一定の圧力がかかると機構が作動してガス通路（栓付内）を閉じる。</p>